

令和6年1月15日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人  
大阪府立病院機構評価委員会  
委員長 西田 俊朗

意 見 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下、「法」という。）第42条の2第5項の規定に基づく本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付の認可について、異存はない。

以 上